平成２２年（フ）第９９０３号
大阪府高槻市氷室町１丁目27番４号
債務者　小南美和子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９０６号
大阪府寝屋川市香里北之町15番６号
債務者　石原　　学
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９０７号
大阪府寝屋川市上神田１丁目38番９号
債務者　林　　友恵
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９０８号
大阪市西淀川区御幣島６丁目12番10号　サントル・リヴァージュ参番館402号室
債務者　西村　素子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５０４号
名古屋市昭和区川名本町３－１－21　川名ビル、住民票上の住所愛知県あま市甚目寺桜田59番地　クレール桜田101号
債務者　木村　広征
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５０８号
愛知県瀬戸市北山町80番地　キャステージ水野307
債務者　早川　義已
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３４２号
大阪市平野区加美鞍作２丁目１番24―611号村上方、前住所奈良市法蓮町258番地の24
債務者　横関　　晃
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３７３号
大阪府枚方市南中振２丁目16番14号
債務者　澤田　崇史
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４５５号
大阪府八尾市植松町８丁目２番１―401号
債務者　久枝　克也
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６６２号
大阪市阿倍野区阿倍野筋３丁目４番17号　メゾン阿倍野303号
債務者　濱本　邦裕
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６８２号
大阪市都島区都島北通２丁目11番24号　グレーシィ都島202号
債務者　西山　　巖
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１２号
静岡県浜松市南区楊子町66番地の６
債務者　山下　ユキ
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２１８６４号
東京都荒川区東日暮里５－６－７―202、住民票上の住所東京都台東区根岸３丁目23―３井上方
債務者　山田　美樹
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９８０号
東京都新宿区戸山２丁目15―207
債務者　稲葉　　萬
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０１９号
東京都中野区鷺宮１丁目31―18―502
債務者　村重　千尋（旧姓吉綱）
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０９７号
東京都文京区湯島４丁目８―15
債務者　中山　利明
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部